

御宿町告示第 2 5 号

御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 6 月 1 5 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 6 月 2 0 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成18年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年6月20日（火曜日）午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 御宿町国民保護対策本部及び御宿町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 御宿町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 御宿町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 御宿町文化財保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第12号 平成18年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 請願第 1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書の提出を求める請願について
- 日程第17 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める

請願書について

日程第18 請願第3号 「国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める」意見書の提出について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議第3号 国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員(13名)

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
教育長	岩村實君	総務課長	吉野健夫君
企画財政課長	瀧口和廣君	産業観光課長	藤原勇君
教育課長	田中とよ子君	税務会計課長	木原政吉君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君
保健福祉課長	氏原憲二君		

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 係 長 市原 茂君

開会の宣告

議長（伊藤博明君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成18年第2回定例会が招集されましたが、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただきまして、ご苦労さまです。

今定例会の日程につきましては、あらかじめ配付しましたとおりですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成18年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時30分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願いたいと思います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 本日、ここに平成18年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、国民健康保険税条例及び小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定を初め、国民保護法に基づく条例の制定に関する案件など、計13議案を提案することにいたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、5月18日、国保国吉病院組合正副管理者会議が開催され、構成市町の負担減を目的とする病院増改築事業のコスト縮減に関する提案がなされ、新病院建設にあたっての構成各市町の意向が打診されました。

次に、5月23日、千葉県町村会定例会が開催され、総合行政の充実・強化に関する要望の案件外7議案が可決されました。

同月31日の知事と市町村長との懇談会では、県の主要施策の説明の後、今後の市町村合併問題を初め、活発な意見交換が行われました。

6月2日に開催された国保国吉病院議会臨時会では、監査委員の選任を初め、先の正副管理者会議で提案された事業コスト縮減案に合わせ、病院の経営改善についての対応策が提案されましたことを報告いたします。

また、小学校統合問題ですが、5月6日に岩和田区役員との懇談会を経て、来年4月の統合に向け諸準備を進めているわけですが、とりわけ岩和田小学校跡地利用について、今後検討会設置を考えているところでございます。つきましては、統合諸準備への議員各位のご理解とご協力はもとより、跡地利用計画を御宿町にとって、また町民のためにもより有意義なものとするため、特段のご指導と忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました13議案につきましては、充分なるご審議を賜りまして決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。13番、貝塚嘉鞆君、14番、新井 明君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

平成18年6月30日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、渡邊次男氏にかわり佐藤和己氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

略歴は別紙のとおりでありますので、よろしくご審議、ご同意をくださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

教育委員の任命であります。今提案がありまして、経歴も見させていただいておりますが、これを見ますと幾つか公職を兼務する実態があるかというふうに思うわけですが、余りこうした委員につきましては、幅広い人材を登用すべきだというふうに思うわけですが、今回の委員の選任についての留意した点、それからそれら兼務に関してどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 今回の任命にあたりましては、現在、社会教育関係で、平成17年4月から社会教育委員としてご活躍いただいております方です。この任期につきましては、平成18年3月ということで、それまでの間は兼務でお願いしたいということでその点を配慮させていただきました。

人権擁護委員につきましては、国の委嘱ということで、19年6月までの任期であります。それについても今後もそのようなことで兼務していただくことになっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。

あと、教育委員会委員であります。現在の委員数、それと男女の比率と申しましょ、構成、また今回のこの委員が選任されたといいたしますと、提案の内容ですと平均年齢はいかほ

どになるのか、ご説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） まず平均年齢ですが、現在のところ65.2歳です。7月1日からは佐藤さんが就任ということになりますと62.8歳ということで、2.5歳ほど若くなります。

また、男女の比率ですが、現在男子2名、女子3名の構成になっております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の制定に伴い、審査会の設置及び管理に関する事務を夷隅郡市広域市町村圏事務組合において共同処理するにあたり、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 議案第2号の説明をいたします。

障害者自立支援法の制定により、障害程度区分認定審査会の設置が義務づけられ、審査会の設置及び管理に関する事務について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において共同処理する事

務に追加し運営を行いたいため、規約の一部を改正するものです。

規約改正の内容といたしましては、現行規約では第4条には10項目の事務を処理することになっているものを、第11号を追加として「障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。」の1号をつけ加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

広域事務に新たな事務内容をつけ加えるということで、新旧の対照表も資料として添付されておりますが、この負担割合というのは先般臨時会で提案を受けた内容だというふうに理解をするわけでありますが、たしかあのときはまだ御宿町議会が議決、まだ会議が招集されていないところもたしかあったというふうに思うわけでありますが、この広域市町村圏組合のもとになる負担金の割合についての変更、これについての事務、議会等を含めまして、最終的にどういうふうになったのかと。これ多分承認されたと、最終的に。事務がすべて終わったということでこういう提案をされてきているのかなというふうに理解するわけでありますが、その辺の事務内容について、ご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 負担割合の審査につきましては、広域市町村圏事務の負担に関する負担割合審査検討委員会を設置して決めたところでありまして、その検討委員会の諮問に応じまして、組合では規約の改正を提案され、御宿町議会では第1回の臨時会において、5月15日に提出され、その後5月25日に大多喜町の議会が議決され、最終に全構成団体の協議が整いまして、6月2日に知事の許可があり、同日に施行され、規約の改正がされました。よって、負担割合は均等割が3%、人口割が97%ということで決まりました。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。

今回の議案が、これが今日提出されたということで、構成の方々にも同様の内容の提案がされているものというふうに理解をしておりますが、さて今回提案を受けておりますこの審査会でありまして、具体的にどういう事務内容になるのでしょうか。

また、予算上の処置ということでこうした負担金の割合が提案されているわけでありまして、事務内容、例えばこれに伴う新たな職員の配置だとかを含めまして、その辺については直接的

には別の段階であるというふうには理解はしておりますが、その辺の協議がどういうふうにされているのでしょうか。

あと、具体的な審査、それについてもこれが設置された中でどのように審査されていくのかについても伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 市町村審査会の判定業務についてのご説明をさせていただきます。

大きく分けて2つございまして、自立支援法に基づきまして給付費等を支給する場合に、この審査会判定を行い、障害者の区分判定をするということになります。

まず1点としまして、介護給付に係る障害程度区分に関する審査判定をこの審査会で行うこととなります。それから、市町村の支給の要否にあたっての意見をこの審査会からいただくことになるわけでありまして。

この審査の手順におきましては、介護保険認定審査会とほぼ同様の審査内容となっておりますけれども、まず本人または家族などから支給の申請をする、介護給付と訓練給付とでは若干手続は異なりますけれども、認定調査ということで、これは町の調査員がその申請された家庭に訪問をし、生活の状況、日中活動でありますとか、心身の状態を調査をします。これはもう介護保険の場合ですと79項目ありますけれども、障害認定の場合106項目という多い項目になっておるところであります。

そして、一次判定ということで、これは厚生労働省から配布されました判定ソフトを用いまして一次判定を行います。そして二次判定ということで、これが市町村審査会の業務となるわけでありましてけれども、この調査結果を踏まえまして、さらには主治医の意見書を提出していただいて二次判定を行うということでありまして。そして、審査判定結果の通知を行うということになるわけでありまして。

それから、共同設置にあたって職員の配置はどうかということでありましてけれども、新たな配置は予定していないと、現行の配置されている職員の中で事務を行っていただくということで聞いております。

なお、参考までに、共同設置の負担金でありますけれども、総額で148万3,000円ということで、御宿町につきましては14万8,000円という負担金になっております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 介護保険と比べまして79項目から106項目に調査内容が増えるということでありまして、障害の内容については精神科医の判定もあろうかと思しますので、本人のマイナスにならないような対応を、大変だと思えますけれども、とっていただくようお願いをして質問を終わりにいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第3号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成19年4月から、御宿町立岩和田小学校と御宿小学校が統合するにあたり、条例の一部を改正するものです。

なお、本案につきましては、議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例第3条の規定により提案するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） ご説明いたします。

平成19年4月1日からの岩和田小学校と御宿小学校の統合に向けまして、条例の一部改正をお願いするものです。

改正内容につきましては、第2条中、「御宿町立岩和田小学校 御宿町岩和田1,075番地」を削るものです。

附則としまして、平成19年4月1日から施行するものです。

御宿町では、児童生徒が減少しまして、特に岩和田小学校は各学年におきます児童数が減少し、今後複式学級となることが予想されることや、御宿小学校のクラスにつきましては国で示します学級編制基準の40人に近い状況であります。2校が統合することにより、各学年25名前後のクラスが確保されることにより、適正規模の学級編制が見込まれることとなります。

これらを踏まえまして、統合に向けた検討も進めてまいりました。保護者、地域の方々との話し合いを進めてまいりましたが、その結果、統合に対してはご理解いただいたものという判断から、来年4月1日の統合をすることで今回の条例改正を提案させていただいたものです。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

本日冒頭、町長からのあいさつの中にも触れられておられましたけれども、この条例の議決をもって本当に岩和田小学校はなくなるんだなという思いをするものであります。これまでも幾つかの議論がありましたし、先般の議会でも一般質問の中でこれらについて議論をされた経過もありますが、そうした地域の人たちにとっては、やはりかけがえのない学校だったというふうに理解をしておりますので、そうした思いというのは非常に強いものであるんじゃないかというふうに理解をしております。

特に、何度か申し上げておりますが、この岩和田小学校の歴史、これについては統廃合をしていくとやはり新たな学校の中では、そういうものがだんだんと薄れていくのが実態だろうというふうに思うんです。今学校関係者、先生方やPTA、子供たちの中でそうしたものを再度つくっていかうと、残そうとしていかうというような動きがあるというふうにも聞いておりますが、特段こうしたものについて岩和田小学校の現在の中では配慮していただくと同時に、統合された後の御宿小の中でもきちんとそうした位置づけを持った運営をしていっていただきたいというふうに考えるわけではありますが、これについては教育長、どうお考えですか。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 議員のご指摘のとおり、統合問題については特に校舎がなくなるという、非常に岩和田地区の人たちにとっては大変大きな、変化といえますが課題だろうと思

ます。まず統合した場合、「統合」という意味でありますから、岩和田小学校と御宿小学校両校が御宿小学校の新しい経営目標に見えるというような形をとっていきたいと思っております。

もう一つ、歴史的なさまざまな経過や思い出がありますから、そういうものを岩和田地区に限らず、全町に向けて展示するチャンスがあればいいなというふうに準備しているところであります。よろしくどうぞお願いします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

この議案は、議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

議案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（伊藤博明君） 全員の起立です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号及び議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第4号 御宿町国民保護対策本部及び御宿町緊急対処事態対策本部条例の制定について、日程第7、議案第5号 御宿町国民保護協議会条例の制定については関連がある議案のため、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号、議案第5号につきましては、関連性があるため、一括提案説明させていただきます。

議案第4号 御宿町国民保護対策本部及び御宿町緊急対処事態対策本部条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃等の発生により、当町が緊急対策地域に指定された場合に、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置が必要となることから、条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号 御宿町国民保護協議会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

ます。

本案は、国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、協議会の設置について条例制定しようとするものです。協議会の主な役割につきましては、国民保護計画の作成及び修正等を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、議案第4号 御宿町国民保護対策本部及び御宿町緊急対処事態対策本部条例（案）と、議案第5号 御宿町国民保護協議会条例（案）につきまして、一括して説明をさせていただきます。

最初に概要でございますけれども、平成16年に国会で成立いたしました正式名称、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律でございます、通称国民保護法と呼ばれているものでございます。

この国民保護法につきましては、日本が武力攻撃を受けたときに、また大規模テロにさらされたときに、国民の制度や財産を守るために定めた法律でございます、条例上、市町村の役割として、住民の安否確認、避難誘導、救援活動を主とした役割を担うこととなるものでございます。

それでは、各々の議案について説明をさせていただきます。なお、この案につきましては議員協議会で説明をさせていただいておりますので、概要について説明をさせていただきます。

議案第4号では、災害対策基本法による防災対策と同じようになっているものでございます。この対策本部につきましては、住民の避難、避難住民等への救援、情報伝達等により住民の安全確保を図るものでございます。

また、委員につきましては、国民保護法第28条に定められた者のうちから町長が任命することとなっております。

なお、御宿町国民保護対策本部並びに御宿町緊急対処事態対策本部と2つ本部の名前がございますけれども、武力攻撃事態を想定したものでございます。この武力攻撃を想定するものにつきましては、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃等を想定した場合には御宿町の国民保護対策本部ということでございます。

次に、御宿町緊急対処事態対策本部の意図するところは、テロ攻撃を主として想定をしているところでございます。

次に、議案第5号でございますけれども、この条例につきましては、御宿町の住民保護の計画を今後、今年の秋を目途に骨子案を提示いたしまして、来年3月までに策定をしまして、議会報告させていただいた後に県に報告する予定をしているところでございます。

また、委員につきましては、国民保護法第40条から町長が任命し、諮問委員として審議、意見をいただくこととなります。

計画の主たる目的は、住民の保護についてでございます。

なお、この2つの条例案につきましては、法定受託事務ということでございます。

さらに、2つの条文の頭に国民保護とございますけれども、これは法律の中でつけることが義務づけられているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今説明いただきましたが、緊急事態時を想定しているということで、4つほど説明をいただいたわけでありますが、そもそもそういう事態というのはどういうことが生じてそういう事態になるのか。それについてどう理解しているのか、想定しているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

また、国民保護法という名前の中での説明でありましたが、先ほど説明を受けた想定をされる攻撃事態というのは明らかに戦争事態を意味する内容ではないかと理解するわけでありますが、そうした場合における戦争状態における、常に過去の実態の中では軍事行動が優先をされていたというのが歴史的な経過ではなかろうかと思えます。

例えば、沖縄戦では国民保護どころか沖縄県民は邪魔者扱いされたり、スパイ容疑をかけられたり、また集団自決を迫られたりと、こういう歴史的な経過があったのではないかとこのように思いますが、それではお聞きいたしますが、今回の国民保護法の中で軍事行動、今回の保護法、どちらが優先をされるというふうに理解をされているのかお尋ねをしたいと思います。

また、先般3月でありますか、県内においてこの国民保護法のもとでの訓練が行われたように聞いておりますが、小学校児童125名が5台のバスで港に向かったというような報道がされております。

しかし、さらに2004年でありますか、ロシアの北オセチア共和国の中学校で、たしかテロリストによる負傷者が出たと思えます。学校占拠事件では350人以上が死亡し負傷者が700名に上

ったという報道がされております。

いわゆる集団で、例えばこういう訓練、御宿町がこれからどういう想定をされるのかわかりませんが、今述べられたテロというのは、そうなったら逆にそういう多大な犠牲が出るということが想定されるのが、まさにテロだというふうに私は認識しているわけでありまして。そういう意味から、災害基本条例などを見る自然災害からの避難というものとは全く別ではないかというふうに考えるものであります。

それからもう一つ、今度の条例が可決されたといたしますと、各種の委員を定めるというふうになりますが、それは本法の何条、何条ということで幾つかの条例をもとに委員が選任されるというふうに説明を受けましたが、具体的にはどういう人が選任の対象になるんでしょうか。例えば、これまで御宿が各種委員などに用いてきた公募、こういう手法というのは、それはとられるものなんでしょうか。それについても見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの軍事行動と国民保護との観点の中では、こうした中でやはり基本的人権というものが大変大事になってくるというふうに思うわけでありまして、今後これらの条例から基本計画などの策定がされるというふうに伺っておりますが、その基本的人権についてどう考えておられるのか、それらについてお尋ねをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 6点、今質問をいただきました。

それで、第1点目で、どういう事態だということで質問をいただきましたけれども、これにつきましては先にアメリカで航空機による自爆テロ、また世界各地で紛争等が発生をしていると。そういう事態におきまして、日本は平和憲法のもとにいろいろ守られているわけでございますけれども、こういった中でもやはり日本もこういった対策をしていかなければいけないだろうということで、法律ができたというふうに私どもは聞いております。

それとあと、戦争事態を想定する場合に軍を優先するものであろうというふうに今質問ございましたけれども、私どもこの条例をつくるにあたりまして、町としては住民の保護を優先的に確立すると、保護を前提とした条例でございます。この軍事行動等につきましては国の所管であろうというふうに私は思っているところでございます。

次に、富浦小、3月に小学校の児童部を含めての訓練をしたということでございますけれども、これも県知事については訓練をしなければならないというような法の規定にはございますけれども、町の中では今後その辺の計画の中で、どう網羅させていくのか、今後検討していくというところでございます。

それと、避難の違いでございますけれども、私どもの方で聞いている避難方法につきましては、事態に応じた避難の対応ということでございますけれども、弾道ミサイル、またゲリラ特殊部隊による攻撃の場合、さらに細菌兵器とかあるわけでございますけれども、私どもで聞いている範囲の中におきましては、ミサイル発射に関する警報をテレビ、防災行政無線で覚知した場合には、近傍のコンクリートづくりの堅牢な施設や地下施設に屋内避難することが原則であるということでございます。この辺につきましても、今後計画の中での検討していかなくてはならないというふうに考えてございます。

また、ゲリラ、特殊部隊の攻撃の場合ということでございますけれども、現場における攻撃につきましては一時的に屋内に避難させまして、移動の安全を確認した後に移動を伴う避難を行うような段階的な対応も想定をしているところでございます。

また、NBCと申しますか核兵器、化学剤、サリンだとかそういったものにつきましては避難方法につきましては、外気からの密閉性の高い部屋に屋内避難させること、また風上の高台に避難させることが必要であるということで、こういう実施の例がきているところでございますけれども、この辺も今後県と、また近隣の市町村との検討会等も開きまして、計画の中に含めていく考えをしているところでございます。

そして、各種委員を具体的にということでございますけれども、国民対策本部及び御宿町緊急対策本部ということの中では、国民保護法第28条第1項第4号等に決まっているところでございまして、これには本部長として町長、助役、教育長、夷隅郡市の広域市町村圏消防本部の本部消防長、そしてあと役場の中の課長さんたちが入るようになってございます。また、消防団長もこの中に含めていくような考えをしているところでございます。

さらに、国民保護協議会委員ということでございますけれども、国民保護法の第40条第4項ということで決まっているところでございますけれども、この中でうたわれている名前につきましては勝浦の海上保安署長、東上総県民センターの夷隅事務所長、または警察、さらに町の助役、教育長、あと夷隅郡市の広域市町村本部の消防長、そうした中で、また東電、JRの方、または消防団長、そういう方たちがこの中に含まれているものでございます。

また、あと基本的人権ということでございますけれども、国民保護法の第5条の中に基本的人権ということでもう既にうたわれているところでございますけれども、この保護計画の基本的な方針としても最大限配慮していきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

各市町においては、こうした事態というのは一言で言って荒唐無稽と、相当想定でとれると
いったのが実態ではなかろうかと思えます。今総務課長の方から説明もいただきましたが、そ
うした説明がきちんと我々として理解できるような内容だと、とても思えないわけですね、実
態として。

これは国からこういう指示ということでこうした条例の制定ということであろうかと思いま
すが、こうしたことの結果といたしますと、やはり市民に軍事的な懸念を抱かせるようになる
というのが実態であろうかというふうに思います。

ですから、やはり町といたしましても、本来であれば憲法にのっとった平和な町づくり、ま
た姉妹都市などもありますけれども、そういう国際交流、こうしたものの中で戦争を未然に防
ぐということも、これは国だけではなく、市町村においてもそうした対応というのが一方で大
変重要ではないかというふうに思うわけでありますが、その辺についての町長のお考えをお聞
かせ願いたいというふうに思います。

それともう一点、この策定のスケジュールで、先般資料を示された中では、国民保護計画の
理解を供なっているわけでありますが、これは当然今の内容であります町民の生命、財産に
係る大事な計画である一方で思うわけでありますので、本来であれば議会の議決に付すべ
き案件だというふうに理解をするわけでありますが、そうした対応をとるのかとらないのかで
すね。我々としてはとるべきというふうに考えるわけでありますが、それについて再度答弁を
求めるものであります。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまのご質問でございますけれども、私どもの方としてもこ
うした条例をつくるにあたりまして、こういったことの事態が起きないことを、当然のことで
すが考えているわけございまして、この条例が、基本計画そのものが今後出てこないような
ことを願っているところでございます。

それと、あと議決であるのかどうかということでございますけれども、これにつきましては
議決ではございませんで、報告事項ということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第8、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正を受け、職員の勤務時間等について改正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 吉野総務課長。

総務課長(吉野健夫君) 今回提案させていただきます改正案でございますけれども、ただいま町長から提案理由がございましたとおり、職員の勤務時間並びに育児、介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲の拡大につきまして、人事院規則の改正が行われ、各地方公共団体におきましても適切な対応が求められているところでございます。

御宿町におきましても、公務員制度、及び国で定める子育て支援施策の趣旨を踏まえまして、人事院規則の改正に基づき条例改正を行うものでございます。

それでは、具体的な内容でございますけれども、議案の2ページ目でございます、改正文をご覧いただきたいと存じます。

まず、第6条及び第7条の改正でございますけれども、民間では有休である休息時間に相当

する制度はほとんど普及していないことから、職員の休息時間を廃止いたしまして、休憩時間のみといたすものでございます。

次に、第8条の2の改正でございますが、育児、介護を行う職員の早出遅出勤務に関する改正でございます。これにつきましては、具体的には従来までの小学校入学前の児童を養育する職員、介護が必要な家族を介護する職員に加えまして、児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の子を迎えにいく職員につきましても対象範囲といたすものでございます。

最後に、附則で条例の施行日でございますが、国の施行日に合わせ平成18年7月1日にいたすものでございます。

なお、他の団体の状況でございますけれども、勝浦、いすみ市も含めまして、この7月1日から施行する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

職員の時間外休憩等に関する条例の改正ということですが、これまでの休息をなしとすると、休憩時間ですか、休息時間をなくそうというわけですが、そうしますと、実態といたしますと8時半、それから5時半の間、1時間の休憩時間をとるということでありますから、約4時間強、これは緊張感を持って連続的に仕事をするとということでも理解してよろしいでしょうか。

これまで、例えば職員さんなども10時のお茶、3時のお茶というのが、これは当たり前、そうしたやはり休憩をとることによって、リフレッシュをすることによって仕事を間違いなく行くと、また新たな労働意欲もわくということで、基本的には長い間の慣例ともなっているというふうに理解するわけですが、そうしますと、例えば喫煙権、禁煙権という考え方もあるかと思えますけれども、確かにこの議場のすぐわきにそうした施設もあるやに聞いておりますけれども、そうした対応はどういうふうになるのかならないのかということも関係するわけですね。

それから、この中で今回新たに条例を改定するということですので、それでは時間外というのはどういう扱いになるのか。また本町においては、最近では職員をして夜間勤務にあたらせているというふうに理解をしているわけですが、それは何時から何時になっているのか、それについてお聞きしたいと思います。

それから、これ当然事務職ではなく、いわゆる現業職員、現場の職員、例えば清掃従事者であるとか、福祉介護関係などもあろうかと思えます。また、保育士などもあろうかと思えます。そうした中で、じゃ、こうした時間のとおりに職務ができるのか。また、これ以外の要するに例えば12時から1時の間、休みをとることができるわけでありまして、逆に言えばその辺は給与に入っていないということがあるわけでありまして、その分をどう対応するのか。現実的には御宿町は今、例えば保育園ではゼロ歳児からの対応をしているというふうに伺っております。そうした中で、例えば1人だけという職員も充てさせて用が済むのかというのは、なかなかそういうふうにはいかないんだろうなというふうに思うんですね。

そうしたことも踏まえまして、こうした背景がすごくありますから、そうしたことについて、やはりきちんと本当の意味での平等、もしくはそういう住民の安全、子供たちの安全、こういうものをきちんと確保していく、また職員もきちんとした中で働くということが、そうしたきちんとしたサービスを提供するというに私はつながるというふうに確信をしておりますので、そうしたことについて改めて提起させていただきまして、今後どう対応を図るのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 4点ばかり質問いただいたと思えます。

時間外の扱いでございますけれども、今後につきましては5時半以降という形になります。

それと、夜間勤務を今求められているというお話がありましたけれども、夜間勤務でしょうか、残業のことでしょうか。

（石井議員「宿直」と呼ぶ）

総務課長（吉野健夫君） 宿直ですか。はい。失礼しました。

宿直につきましては、やはり5時半以降宿直の体制に入っていくという形になるかと思えます。これにつきましては、従来どおりのもので対応させていただきます。

また、保育所の対応でございますけれども、従来議員協議会、総務委員会等で説明をさせていただきまして折に、そういった質問事項が出てまいりました。昨日までの間に保育所の所長さん、所長代理さん、担当課長で協議をさせていただきました。その中で、保育所の場合には早番遅番とか中番とか、何通りかの勤務体制をしいているわけでございますので、その中で8時間ということでお答えを申し上げたところでございます。それにつきましては、従来と変わらない体制でできるというふうな話になっております。また、所長さんたちとの話し合いで理解していただいたというふうに解釈をしています。

また、その安全策でございますけれども、こうした中で保育所の方は午後7時までには時間外勤務という体制をとっているわけでございますので、それにつきましてはその中で当然保母さんも残っていただいているわけでございます。ですから、5時半になったからといって子供の安全が軽んじられるというようなことはないというふうに私は考えております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

時間外は5時半からということではありますが、それは国としてはどういう単位でされているんでしょうか。5分とか10分とか1秒とか30分とか1時間とか、時間外にもいろいろあるわけではありますが、それと昨今、時間外手当も大分予算上は少なくなってきたかと思いますが、そもそも時間外については任命権者が時間外の勤務を命ずることができるというふうに、たしかうたわれておったというふうに思うんですね。そうしますと、5時半以降、今ですと5時15分ですか、以降残っている職員については基本的に時間外でやっているというふうな理解をしてよろしいんでしょうか。

それからもう一つ、職員の対応問題ではありますが、こうした時間外の積み重ね、もしくは特にこれから夜間でありますとか休日、祭日での住民サービスの提供というのが大変多くなってくると思うんですね。そういう中で必然的に、逆に言えば時間外勤務が多くなってくるといふふうに思うわけではありますが、その手当をこれまで代休等によって消化していったような実態があるやに聞いております。

代休は、本来職員みずから自主的に請求できるものであるというふうに理解しておるわけですが、それではこの時間外手当の執行率、これについても毎年聞いておまして、この間若干消化率は上がってきているというふうに理解をしておりますが、しかしそれでも20日以上残すと、要するに40日になるんですか、最大にしますと、という実態を持っているというふうに思います。これはやはりきちんと、少なくとも20日以内に要するに40日以下にしていくというのは当然だろうと思うんですね。

それがやはり労働意欲に直結してくるというふうに思うわけですから、こうして一方で時間外勤務手当であるというふうに理解するわけでありまして、その一方でそうしたものの権利、労働者としての権利がきちんと執行されない状態というのはいかなるものかというふうに理解するわけですが、それについての考え方、方法についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 時間外でございます。休日勤務とか、そういったものでございませぬけれども、これにつきましては予算の範囲の中でということで、現実には予算の範囲の中で事前に大きな行事等あった場合に予算を配分するというので、従来どおりやってきているところでございます。それと予算外の場合には、代休をとっていただきたいという話の中で、従来までずっときているわけでございますけれども、こういった形態を今後も続けていきたいというふうに考えてございます。また、職員の健康管理という内容につきましては、非常に危惧するところもございませぬので、極力代休処理ということで体に負担のかからないような対応の中でやっていただきたいというふうに考えてございます。

年次休暇につきましては、16年が8.2日、17年が8.6日ということで、若干でございますけれども前の体制の中から、若干浸透いたしまして、年次休暇の方は伸びてきているということでございます。

当然職員が年次休暇というものは持っているわけでございますので、そういったものも含めまして、代休処理を極力、課の中で調整をしながらとっていただくようなことを考えながら、進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 先ほどの質疑聞いておりましたらこういう言葉が出てきたんですけども、保育園の所長さんと話し合いをして納得していただいたという、そういう話があったんですけども、公務員の中にはいろんな職務形態の方がいらっしゃるわけですよね、現業の方がね。ここにいらっしゃる方は一般事務職だと思うんですよ。これなんかごく一般的な事務職にしか当てはまらない条例、大ざっぱな枠だと思うんです。このほかに各現場、現業については当然それぞれの職場に合ったサービス規定というようなものがあるはずだと思うんですけども、そういうものがきちっと整えられていれば、納得していただいたとか話し合いによってとかという言葉が出てこなくて済むと思うんですが、その辺の御宿町の状態をお願いします。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） たまたま今質問の中で保育所という話が出ましたものですから、そういう説明させていただいたわけございまして、各所管課長さんがいらっしゃるわけでございます。たまたま保育園の場合には、親御さんが勤めをするために早く来たり遅く来たりし

ているわけでございまして、ほかの勤務体制と若干違うところがあるわけでございます。その辺の服務規定と申しますか、その辺の対応の話をさせていただいたところでございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） だとすると、もっと問題だと思うんですよ。そういうものを見据えた上でのちゃんと文章になった服務規定がないと、何か問題が起こったとき、これ大変ですよ。裁判的な問題が起きたときとか。例えば清掃職員、清掃センター職員については施設の中で、こういう仕事の中でこういう服務をする人も、こういう服務をする人も、というのがちゃんとここで「労使」という言葉使ってはまずいでしょうけれども、そういう中での契約的な服務規定があるはずだと思うんです。ないでしょう、これ。ないとすると、これ大変な問題だと思うんですけれども。

私、前公務員少しやっていたけれども、年度の一番初めには必ず職員服務規定というものにつきましたの説明が事細かにありました。はっきり言って、この休み時間のとり方もきちっと位置づけされ、とられております。管理職は何時から何時まではこれだ。私教員でしたから、学級担任は何時から何時までがこれだ。あるいは、担任以外の休憩時間は何時から何時まではこうであると、そういう割り振りでやったんですよ。そういうふうなことがきちっとないと、何か問題が起きたとき大変だと思うんで、もしそういうところが多少なりともルーズになっている面があるとしたら、見直しもしていただきたいなと。それぞれの担当の課の現場の職員の見直しをして、ちゃんと本に残ったものをやっぱりつくるべきだと、納得して働いていただくべきだと、これ私の意見ですのでお答え要りませんけれども、お願いします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより11時40分まで休憩いたします。

（午前11時28分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 41 分）

議案第 7 号及び議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第 9、議案第 7 号 御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、日程第 10、議案第 8 号 御宿町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がある議案のため、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第 7 号、第 8 号につきましては、関連性があるため一括提案とさせていただきます。

議案第 7 号 御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定を受けて、公の施設の管理に係る指定管理者の指定に関する手続条例を制定するものです。

続きまして、議案第 8 号 御宿町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の指定管理者制度が創設されたことに伴い、御宿町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 議案第 7 号について、説明いたします。

これまでの公の施設の管理につきましては、地方公共団体が直接行うか、あるいは地方公共団体が出資する法人等に限定されておりましたが、地方自治法の改正により公の施設の管理は、地方公共団体が直接行うか、もしくは指定管理者として指定された団体が行うか、いずれかにより管理することとされました。

本案につきましては、地方自治法の改正を受けまして、指定管理者の指定に関する手続を条例制定しようとするものです。

それでは、条例案の内容について、説明いたします。

まず、第1条につきましては、指定管理者の手續等に関する条例の趣旨について定めたものです。

第2条では、指定管理者の募集について規定したものであり、原則公募によるものとします。

次、第3条につきましては、指定管理者の指定における申請について定めたものです。申請書のほか、事業計画書、団体の財務状況や業務内容を明らかにする書類を添付することについて規定しております。

第4条につきましては、指定管理者の候補者の選定基準を各号に定め、申請のあった団体からその基準に照らして候補者を選定した後、議会の議決を経て指定管理者を指定することを定めたものでございます。

第5条は、管理業務の実施にあたって詳細な事項について、町と指定管理者の両者の間で明確にしておく必要がありますので、第2項の各号の内容を踏まえた協定を結ぶことと規定したものです。

第6条につきましては、事業報告書の作成及び提出につきまして、地方自治法第244条の2第7項に規定されておりますが、その内容及び提出時期、年度の中で指定取り消しされた場合の対応についてを規定したものでございます。

第7条、8条は、指定期間の満了、指定の取り消し、若しくは業務停止が命ぜられたときに、指定管理者に対して施設の設備等に変更を加えていた場合は原状に回復する義務を課したものでございます。

第9条は、指定管理者の職員等の秘密保持義務を定めたものでございます。

第10条は、条例に定めた以外の必要な事項を規則、要綱で定めることができるとしたものでございます。

最後の附則の部分ですが、施行期日のほか、本条例案の施行に伴い、他の条例を改正しようとするものでございます。

2項は、指定管理者の候補者を選定する御宿町指定管理者選定委員会委員を非常勤特別職と位置づけ、月額2,900円とし、公務員としての守秘義務を課したものでございます。

3項は、御宿町情報公開条例の一部改正ですが、出資法人と同じように指定管理者についても情報の公開等に準じた措置を講ずるよう、協力要請するものです。

4項は、指定管理者にも個人情報の保護のための措置を規定するほか、罰則についても指定管理者の代表者や従事者にも適用させるものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、議案第8号について、ご説明を申し上げます。

御宿町の公の施設の管理で、町直営方式でなく管理委託方式をとっている地域福祉センターの管理運営について、平成18年9月から指定管理者制度の導入を行うため、御宿町地域福祉センター設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第5条から第10条中、「町長」とありますものを「指定管理者」に改めるものであります。

第11条を削りまして、第12条を第13条とし、第5条から第10条を二条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の二条を加えるものであります。

（指定管理者による管理）

第5条 福祉センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 施設の維持管理に関すること
- （2） 第4条各号に掲げる業務に関すること
- （3） 利用の承認及び利用の取消しに関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの

附則の1といたしまして、この条例は平成18年9月1日から施行するものであります。

附則の2、経過措置といたしまして、指定管理者の指定の手続は、条例の施行前からできることとし、附則の3といたしまして、改正前の条例の規定に基づきなされた処分は、改正後の条例の規定によりなされた処分とみなすことができるものとするものであります。

以上のとおりで説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

指定管理者制度の導入ということではありますが、この中で一つ指定管理者選定委員会委員ということで、委員の選定の条項がありますが、何名ほど置く予定であるのか。また、この委員会というのは選定であるから必要があったときに開催するのでしょうか、恒常的に開催するも

のなのでしょうか、その辺もですね。

それから、今2つの議案、関連ということで提案説明を受けたわけではありますが、今回の指定管理者制度の導入の中では、この社会福祉協議会、ここに公募制をとらないという中で指定をしたいというような説明内容であったかというふうに思いますが、今後この指定管理者制度の導入に伴い、町はさらにこうしたものを広げるということがあるのかないのか。

それから、この条例の中に情報の公開、そしてまた個人情報の保護という項目があるわけですが、これはなかなか現在の御宿町も運用しておるわけではありますが、難しいところが現実的にはありまして、守るべき内容、また公開すべき内容というのが非常にオーバーラップしている部分があるというふうに思うわけでありまして。

例えば、今回社会福祉協議会に指定をするということではありますが、この事業の中でも一定以上の要望については細部を公開しないやに聞いております。そうしますと、やはりその事業そのものが、今まで一定の固定した中で参加者に限られて、それ以上広まっていかないんじゃないかと。要するに、必要な人たちがきちんと参加できる状況がどうしたら生まれるのかと。

またそれも含めまして、特にこういう福祉関係では健常者、いわゆる町民の協力というのがやはりこれから非常に大切になってくるだろうというふうに思いますし、そうした施策もとっているというふうには思うわけではありますが、ところがそうした必要な情報が出ないということになりますと、町民からも、どれをそういう手助け、協力、協働ができるのかというような質問も出ているわけでありまして。

今回指定管理者ということで、そこが指定された中で、要するに独立の権限の中で管理運営すると。今まで町の範囲だったわけですよ。それは箱物だけかもわかりませんが、委託事業は依然として残るというふうに思うわけではありますが、それが今回先ほど申し上げました情報公開、または個人情報の保護というものも規定していくという中での要望ですね。

これまでもそうした不都合と申しましょうか、幾つかあったわけではありますが、そういう運用について、これは担当というよりも、この所管している総務課あたりですか、企画ですか、わかりませんが、そこの中で、国の方も運用の基準というものを示したいというような話も出ているようでもありますけれども、行き過ぎた個人情報の保護の中でそういう地域コミュニティが存立できなくなるというのが実態だろうかと思いますから、繰り返しますけれども、特に先ほど申し上げた福祉事業はそうしたものが大変大切になってくるというふうに思うので、その辺のことも含めてどういう問題点を認識しているのか、今後どうしていくのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 選定委員会の委員につきましては、6名以内ということでありまして、今回は4名を考えております。

また、選定委員会の組織は、その施設ごとに設置するというように考えております。

また、委員会の開催については、今回は公募をされておられませんので、1回という考えであります。

個人情報公開の件ですけれども、個人情報というのは人格の尊重の理念に基づき個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めたものでありますので、それらを充分理解し指導していきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 公の指定管理者への移行の中で、それでは議会に関する関与と申しましようか、その辺についてはどのようになるでしょうか。法的にあるかないか含めて、議会の方としてはどうなるのか。

また、こうした公共施設等の運用、またその内容、事業等について、もしそうした定めがないといたしましても、必要な内容については議会の方に紹介いただけるよう計らっていただきたいというふうに思いますが、運用についてお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 指定管理者の議会の関与ということでございますけれども、今回の法律については新しく御宿町という条例を制定したことでありますので、議員協議会、または常任委員会等に説明してきた経緯もあります。今後、ほかの施設についても当然指定管理者制度を導入される可能な施設もありますけれども、それについてはそれぞれ条例で制定されることとなりますので、当然議会に事前の協議はしたいと考えております。

また、指定管理者は、今回は3年を限定として、3年間を指定管理者として更新または改めて指定管理者を定める場合は、再び議会の議決が必要でありますので、その都度議会の関与はできると考えております。

また、議決の事項については、名称、所在地、指定管理者の団体の名称、指定の期間ということで法律では定められております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 指定のときはそういう条項があるということではありますが、経過、運用状況についても、逆に言えば今説明あった内容しかたしかないというふうに思っておりますので、

それについてはこういう指定管理者制度が成立した場合については、そういう直々に必要な内容について議会の方に資料を提示されるよう求めます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それらの諸報告については考えたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、町国民健康保険制度の健全な運営を目的に、条例の一部改正をお願いするものです。固定資産評価替えに伴い、国保税の算定基礎となります資産割が引き下がり、一方、医療費の高騰は年々進み、大変厳しい状況にあります。平成14年度から基金の取り崩しにより、税負担を抑制してまいりましたが、財政調整基金も残りわずかとなっております。

今回は、地方税法の一部改正に伴う改正とあわせ、税率の改正をお願いするものです。今後とも従来に増し、保健事業との連携を図り、結果として医療費の抑制に努めなければならないという認識を強くしています。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、6月5日開催の国保運営協議会におきまして協議、承認をいただいていることを申し添えます。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） 国保税条例の一部改正について説明いたします。

今回条例改正文、新旧対照表、関係資料を配付しておりまして、主に最後につけてありますこの関係資料で説明させていただきます。

まず、資料の2ページ、上段をご覧くださいと思いますが、国民健康保険税の税率につきましては、平成6年度を頂点にして、以後の年度から徐々に引き下げ、平成12年度から15年度までの4年間は税率を据え置くということで推移してまいりましたが、引き続き景気の低迷や地価下落により、国保税率の算定基礎となります加入者の総所得、固定資産税が減少する一方、歳出面では医療費の高騰が進み、ここ数年、毎年財政調整基金を取り崩し、税率の上昇を抑制してきたところでございます。

また、下段の国保税現年度分の徴収率は、ここ数年92%台で推移しておりますが、県が発表いたしました平成16年度の県内市町村平均の国保税の徴収率は88.17%で、御宿町の92.24%は78市町村中21番目の徴収率となっております。

資料4ページには、町の医療費の推移、また資料5ページには近隣市町村の医療費の推移と基金の保有額を載せてありますが、医療費は年々増加しており、平成17年度は4ページ下段にありますように、前年度と比較し8%の増加となっております。

平成18年度の状況ですが、まず国保加入者、皆さんの総所得見込みにつきましては回復状況にあるものの、固定資産税評価替えに伴い7%以上固定資産税が減少したことにより、国保税の算定基礎となります資産割が同じ税率のままでは自然に減少してしまう状況にあります。

一方、制度改正はあるものの、医療費は3%程度増加するものと見込まれ、資料3ページ下段基金保有状況をご覧くださいと思いますが、平成14年度より税率の上昇を抑制するため取り崩してきました財政調整基金も、平成13年度末の1億7,768万円をピークに、平成17年度末では2,041万円と残り少なくなっております。

現在、通常1カ月の医療費支払額は約5,000万円ですので、不測の事態に備えて財政調整基金が5,000万円程度あることが理想的ではありますが、今年度の600万円を取り崩し財源に充てておりますので、平成18年度末の基金残高は1,441万円の見込みとなっております。

以上のことから、まず1段階として、国保加入者の資産割の減少を補うための税率改正、第2段階といたしまして医療費の高騰部分、第3段階といたしまして、今まで基金の取り崩して補ってきた部分についての税率改正が必要となります。

それでは、資料1ページで主な改正点についてご説明いたしますが、医療費分につきましては、所得割の6.7%を7.0%に、資産割の35%を39%に、被保険者1人当たりの均等割を1万8,000円から1万9,000円に、世帯別の平等割を2万6,000円から2万7,000円に変更し、介護保険分につきましては、国の示す負担基準に近づけるための改正で、所得割の1.2%を1.6%に、資産割の6.7%を9%に、均等割を7,100円から8,000円に、平等割を5,500円から7,500円に変更するものです。

また、国の介護納付金課税額の限度額の改正に伴い、8万円の限度額を9万円に改めておりますが、御宿町での該当は約60世帯と見込んでおります。

これらにより、約2,100万円の財源確保を予定しており、改正前と比較いたしますと1世帯当たりの課税額は医療費分13万8,711円、介護分3万3,313円、1人当たりの課税額は医療分7万2,085円、介護分2万4,902円となり、昨年度と同じ税率で計算した場合と比較いたしますと、1世帯当たりで医療分で6,469円、介護分で6,392円の増、1人当たりで医療分で3,363円、介護分で4,779円の増となります。

また、条例改正文1ページ中段からには軽減に係る措置があり、下段からの附則の改正は条文整備による改正で、附則第3項から第6項までは平成18年度から実施されます個人住民税の65歳以上の者に対する公的年金等の控除の見直しに伴う2年間の激変緩和措置であります。

附則第7項から附則第16項までは条文の繰り下がりと関係法令の改正による条文整備であります。

なお、改正内容につきましては、お知らせ版・ホームページへの掲載や納税通知書にも説明文を同封し、加入者の皆さんへの十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

たしか先般、住民基本健診についての有料化がなされたというふうに思いますが、今回今提案説明の中で医療費の増嵩が一つあるというような説明を受けましたが、やはり早期発見、早期治療という中で、生きがいづくりや健康づくりというのがますます重要になってくるという

ふうに思うんですね。今提案をされたのは税務課であろうかと思いますが、そうしたところは税務課で多分やらないと思うんですね。これはほかの課の案件だろうなというふうに思うわけですが、御宿町においては住民水道課、また保健福祉課ということで、最低でもこの3課が関連しながらこの事業を遂行しているというふうに理解をしておりますが、先ほどの説明の中では県下で徴収率21番目だというようなお話も承りましたが、今後はこのままの状況、今までもいろんな努力をされているんだというふうに理解はしておりますけれども、またさらに今後の医療の改正の中で2,100万円上がるというようなお話もあったわけでありまして、さらにこの国保事業会計については逼迫しているのかなというふうに思うわけですね。

一方で、先般視察の中では、下条村ですとか、御宿町の世帯当たりの税額、1人当たりの税額が同じくらいだということも同じ日本の中であるわけでありまして。そこまでいかないまでも、それぞれの自治体が努力をすることによって、そうした形が生まれてくるというのがこの間の部分だろうというふうに思います。

そういう中で、今回の健診、ちょっと関連あるかと思いますが、その実態はどうなっているのか。

また、幾つか今年特段の努力をされているというふうな話も聞いておりますが、そうしたものがどのくらいあるのか。

また、そうしたことも踏まえて、例えばこれからこの議案可決した中で、町民の皆さんの方に説明をするということもあろうかと思いますが、こういう数字の実態とともに、そうした町と同じ立場の中における健康づくり、生きがいづくりというものも、要するに町づくりですよ、そうしたものも、どこが出すかというのはあるんですけども、トータルとしてやはり町民の前に説明をしていく、明らかにしていくということが大事だろうなと思うんですね。その中で、やはり総合的な健康づくりも生まれるだろうし、また納税業務も生まれてくるんじゃないかなというふうに理解するわけでありまして。

ですから、その辺のところを踏まえまして、今後税務課に、この税率の改定という中での提案説明でありますけれども、あれも上がる、これも上がると言っているいろんなものが上がる中で、この分はこういう計算でこういうふうに上がるんだから仕方がないよということではなかなか説明がつかないんだと思うんですね。この町内の問題もありますし、国・県の問題もあるわけでありまして。そういう中で、この御宿町ではこうやっていく、いわゆるこういうことをやっていくんだと。また、こういう立場で健康づくり、町づくりをしているんだというトータルの中で説明していくことが一つの方法かなと思うんですが、それについての考え方を

お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまのご質問ですけれども、増大する医療費の抑制対策ということではありますが、一般的には医療費の適正化対策でありますとか老人保健事業、健康づくり事業などが考えられるわけであります。保健福祉課で実施しております老人保健事業を初めとする基本健康診査、各種がん検診など、健康診査の受診率の向上を図っておるところであります。

がんにつきましては、早期発見、早期治療をすることで医療費が削減されるという研究報告などもあるところであります。特に、大腸がんは初期ならばポリープで切除すれば入院もせず、大半は完治できると言われております。末期となれば、当然のことながら医療費がかさみますので、各種検診については受診率の向上を図るため、広報や検診時の対応の改善をし、待ち時間の縮減、案内の徹底、送迎サービスに努めておるところであります。

がん検診では、要精密検査となっている方へはできる限り早期に医療機関で精密検査をされるよう、文書にて通知をしているところであります。

また、基本健康診査の場合、数値が悪化している方につきましては基本健康診査結果説明会を開催し、成人病予防に向けた講習を実施しております。

また、毎月出張の健康相談を実施しております。健康状態と問診により、運動の取り入れや症状に合わせた食生活の改善など、体質の改善指導などを実施しておるところであります。

今年の基本健康診査の状況はどうかというご質問でありますけれども、今年度は812名でございました。平成17年度、昨年と比較しますと、昨年の受診者数が1,122名ということで約310名ほど減少しておるところであります。この減少した結果につきましては、今年度から治療中の方につきましては対象外とさせていただいたところであります。この方につきましては、平成17年度の数字で283名ございました。これが主な減少の要因でございますので、ほぼ数字的には横ばいであるというふうに把握しておるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 住民水道課の方から言いますと、健康維持のためのウォーキング、体操などの比較的軽い運動への参加の奨励、啓発、そういうものを行っていききたいというふうに考えております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時15分まで休憩いたします。

（午後12時14分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 御宿町文化財保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 御宿町文化財保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

文化財保護法及び千葉県文化財保護条例の一部改正に伴い、御宿町文化財保護に関する条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、ご説明いたします。

この条例改正につきましては、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例の一部改正によりまして、各法の条文番号が改正されたことから、条文番号の整理をするもので、この条文の内容についての変更はございません。

内容につきましては、第5条第3項中の「、第56条の3第1項、第56条の10第1項、第69条第1項」を「、第71条第1項、第78条第1項、第109条第1項」に、「、第31条第1項」を「、

第34条第1項」に改めるものであります。

この5条については、指定の解除がうたわれておりまして、3項については上位法によりまして指定を受けたものは解除されたものとするのが規定されております。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 文化財保護条例の改正ということですが、国の指定を受けたものが解除されるというような田中課長より説明をいただきましたけれども、そうしますと上位法で今度は保護管理されるということで理解してよろしいでしょうか。

また、この文化財保護条例、今日は条例の改正、字句の改正でありますけれども、事業としてはどんなことをやっているのでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 現在説明いたしました条文につきましては、既に町の指定を受けているものが県や国の指定を受けた場合には町の指定が解除されるということが規定されているものです。

今、ご質問にありました、現在指定されているものをどういうふうに行っているのかということですが、現在御宿町で文化財保護法を適用しているものにつきましては、ミヤコタナゴの国の天然記念物、また県の指定につきましてはドン・ロドリコの上陸地、また紙本著色大田喜藩陣列之図ということで、これは歴史民俗資料館の方で保管しております。この3点が指定を受けております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） これまでこの町指定のものについては町文化財保護条例のもとにおいて保護管理されていたというふうに思うわけでありまして、質問した趣旨は、これが県・国・上位団体によって指定外になるということであれば、当然上位団体によって運営管理、保護されるべきものであるというふうに、単純にここから見ますと、そういうふうに読めるわけであるんですけれども、その辺は事務的にはどうなっているのでしょうか。また、指定が上位団体によって、管理運営は町ということでは全く条例から見ても理解できないところなんです。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 特に現在県の指定を受けているものについて、県が特に予算等つけて管理にかかわっているわけではございません。町の方で、指定のものにつきまして一部管理をしているという状況です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 国・県も財政厳しいようではございますけれども、御宿町だって大変厳しい財政運営をして町政運営にあたられているというふうに思うんですね。このように上位団体が字句の訂正を行うわけでありますから、管理を指定外が行うということですよ、解除されるわけですからね。そうしたら、当然県だったら県の文化財保護条例、国だったら国の法令によって当然そうした対応を、指定するのは指定するなりの意味がある話ですから、その意味ではきちんと確保される、担保されるべき対応をとってもらおうというのは当たり前だと思うんですね。

そういう事態がないとすればちょっとゆゆしき問題でありますので、それはやはり関係機関ときちんと協議をして、指定を外していただくならいただくなりに措置していただかないと町の大切な財産が失われると。ただ指定だけではなく国、県にも責任があるというふうに思いますので、協議をしていただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第11号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ198万5,000円を追加し、補正後の予算総額を9億3,390万7,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、国民健康保険法及び町国民健康保険税条例の一部改正に伴うシステムの修正にかかわる経費です。

なお、本補正予算（案）につきましては、去る6月5日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金198万5,000円の増、歳入補正額198万5,000円とさせていただくものです。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いいたします。

総務費、一般管理費198万5,000円の増、これにつきましては国民健康保険法及び町国民健康保険税条例の一部改正に伴うシステムの修正でございます。

主な内容につきましては、先ほど保険税条例で説明しましたが、課税評価額を算出する上で控除金額が改正されることからシステムのプログラム補正を行うものです。歳出補正額198万5,000円とさせていただくものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 暑い方は上着脱いでも結構ですよ。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、議案第12号 平成18年度御宿町老人保健特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 平成18年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ1,602万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億6,546万5,000円とさせていただきますものです。

補正内容につきましては、平成17年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。よろしくご審議、ご決定くださいますよう申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

支払基金交付金、審査支払手数料交付金15万6,000円の増、国庫支出金、医療費負担金447万9,000円の増、繰越金1,139万4,000円の増、歳入補正額1,602万9,000円とさせていただきますものです。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いいたします。

諸支出金、償還金1,289万5,000円の増、一般会計繰出金313万4,000円の増、これにつきましては医療費に対する法定負担率に基づき、概算負担金の精算を行うものです。歳出補正額1,602万9,000円とさせていただきますものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第13号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに973万6,000円を追加し、補正後の予算総額を27億4,073万6,000円とするものです。

主な内容は、補助金が追加し採択されたことによる有害鳥獣駆除事業費の増額や、法改正に伴う電算システム改修費等です。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正内容につきまして、3ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入。14款の国庫支出金、心身障害者福祉費補助金7万3,000円の増額、障害者自立支援法に基づき、障害程度区分認定審査会の経費に国庫補助金が認められたために計上いたすものでございます。

社会福祉費委託金144万9,000円の増額、国民年金事務委託業務に係る電算システムの開発に伴う国庫補助金を追加計上するものです。

15款の県支出金、農業費補助金95万7,000円の増、イノシシの管理事業及び被害防止対策事業に係る補助金の増額が内示されたため、追加計上いたすものでございます。

18款の繰入金、繰入金213万4,000円の増、平成17年度老人保健医療費の確定に伴う法定負担率に基づく拠出金の精算です。

次、4ページをお願いいたします。

19款の繰越金512万3,000円をもって収支の均衡を図りました。

歳出について、5ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費の報酬6,000円は、指定管理者制度導入に伴う委員会委員の報酬を計上いたしました。

委託料58万7,000円は、3月議会で議決いただきました給与条例を受け、期末勤勉手当の基礎額への差額の反映や、実績主義に基づく人事システムの変更等、当初予算編成時には見積もることができなかった、その他変更にあつする事項について、今回追加計上するものです。

需用費42万円につきましては、庁舎の無停電電源装置制御基盤修理費でございます。5月の自家用電気工作物の定期点検で異常が見つかり、早急な対応が必要であるため計上するものです。

次に、徴税費の償還金利子及び割引料104万9,000円の増ですが、町税の還付金が発生したため計上いたすものでございます。

次に、民生費の委託料144万9,000円は、国民年金事務委託業務に係る電算システム開発委託が、国庫補助事業により認められ、導入するものでございます。

次に、繰出金198万5,000円については、国民健康保険法改正に伴う電算システム開発に係る一般会計からの繰出金でございます。

役務費4万8,000円は、障害者自立支援法に基づき新たに実施する障害程度区分認定審査会の意見書作成手数料でございます。

6ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金14万8,000円の増は、障害者自立支援法に基づき新たに実施する障害程度区分認定審査会を広域市町村圏事務組合で共同設置するために負担金を計上いたすものでございます。

5款の農林水産業費の委託料106万2,000円の増ですが、イノシシの被害の軽減をより効果的に図るため、従来の方法に加え、猟銃による一斉捕獲を勝浦市猟友会と合同実施することとし、それに係る猟友会への委託金を追加計上するものです。

公有財産購入費6,000円につきましては、団体営土地改良事業新久井地区の換地計画の認可に伴う換地処分で、公有財産を取得するために、それに係る精算金を計上するものでございます。

備品購入費4万4,000円については、イノシシの猟銃による一斉捕獲に係る無線機を購入するものでございます。

負担金補助及び交付金114万7,000円については、イノシシの被害防止のため、電気柵及び物理柵設置に係る補助金について、設置箇所の立地条件や地形などを実際に精査した結果、当初予算での見込みより上回ったために不足額を計上するものです。

林業費の委託料10万円の増ですが、実谷線林道に倒木があり道をふさいでいる状況であるた

めに、早急に撤去する必要があるために追加計上するものです。

6 款の商工費、工事請負費 87 万 6,000 円は、月の砂漠記念館の映像展示用機器が老朽化で業務に支障を来しているための修繕工事費を計上するものでございます。

9 款の教育費の工事請負費 80 万 9,000 円増は、校舎改修により運動場の使用が制限されているため、授業や部活動等に有効活用できるように工事費を計上するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 973 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 27 億 4,073 万 6,000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番。

歳出の方で伺いますが、まず財産管理費であります修繕料、ただいま 5 月の定期点検により早急に修繕が必要になったというような説明がありましたが、その具体的な内容についてお伺いをしたいというふうに思います。それは 5 ページですね。

次に、6 ページであります、農業振興費の中で有害鳥獣駆除委託ということで、これはイノシシ対策というようにお話をありましたが、一方でご承知だろうとは思いますがハクビシン、これの被害も大変多いというのが実態でございまして、うちの近くの農家も今年はスイカとかトウモロコシはつくらないというような、やはり営農に対する意欲が失われている実態もあるわけでありませうけれども、ちょっとまたイノシシ対策とハクビシンというのは、また対策内容が違うのではないかとこのように思うんですね。それも含めまして、このハクビシン対策について何か対応とっていただけないのかというのが質問の趣旨であります。

それから、次の公有財産購入ということですが、土地改良の関係だろうというふうに思いますが、あわせて現在実谷地先におきまして中山間の事業計画が執行されているというふうに思うんですが、先般の議会の一般質問のなかでも触れましたが、新年度になりまして事務的にどういうところまでいったのか、そのところの経過報告を関連になるかと思いますが、伺えればというふうに思います。

それから、19 節のイノシシ被害防止対策補助ということですが、これは実施されたところ、面積が増えたようなご説明をいただきましたが、これでおよそどの程度の面積、町内の今耕作している面積、それからこういう電気さく等、有害鳥獣対策が今回の補正も含めて終わったと仮定して、どの程度の、わからなければ現状の対策した面積だけでも結構なんですけれ

ども、補正後の面積、それをお願いしたいというふうに思います。

それから、次の林業費の中でありますが、作業委託ということでありますが、これは10万円でしょうか、少額な内容かなというふうに思うんですが、実際の内容はどういうふうになるのか説明いただければと思います。

それから、次の商工費の中の月の砂漠記念館の管理運営費でありますが、これは映像機器の故障のためということで、その買いかえということでありますが、具体的にどういう内容なのでしょうか。

また、この記念館ということでございますので、たしか前は御宿町の紹介をするビデオみたいな、光ディスクなんかでよくわかりませんけれども、そうしたもので町の紹介をしていたような経過もありますけれども、現在はどのような内容をこちらで放映しているのでしょうか。内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから最後、中学校費でありますけれども、これは先般の協議会の中でも説明受けましたが、グラウンドの整備ということであります。短い期間でまたさらに工事になるかと思えますけれども、その中できちんと対応されるというのが評価されるべきものだろうというふうには思いますが、この中学校の建設にあたりまして、特に今回グラウンド整備の中で幾つか質問というか疑問が出ておったのが中学校の排水計画ですね。これについて今回のこの補正ではどのような対応をされるのかということですね。

それから、今度新しい、まだ完成はしていないわけですがけれども、基本計画に示された内容、ほぼあのおりの計画が執行されたとしますと、今まで以上に雨水については管理される。今までは旧校舎などについては小さい側溝なんかもありましたけれども、終末もどこにあるのかわからない。現実的にはその中で自然地下浸透で雨水を対策していたのが実態だろうと思うんですね。

それが今度大幅に管理されて、浅瀬も相当増えるといいますと、中学校の中がどうこうじゃないんですけれども、その下流になる久保の、例えば岩の井さんの裏のガードの下がありますね、あそこの交差点のところ、あそこはよく集中豪雨になりますと水があふれるところなんです。

ちょっと詳細な排水計画がどうなっているかわからないんですけれども、今までどおりの体育館のわき、要するに踏切のところから全体的な水を放流するというふうになれば、今まで以上にその先ほど言った場所の洪水に対する負荷が、影響が大きくなるというふうに素人的に思うんですね。

それから、将来的には都市計画道路、中学校の前、計画立てているということでありませけれども、それでも結局こちらの矢田地先、それから先ほど言った要するに線路から西側のところ、議長の家ぐらいあたりまでがその対象になると思うんですけれども、そこら辺の水の量というのはプラス要因になるというのが実態だと思うんです。

ですから、これから今回のこの補正での工事内容、それから最終的なグラウンド、それを設計して、金額を設定して、全体的な排水計画、それは中学校だけじゃなくてそういう周辺の方策と申しましょうか、災害にも関係するわけでありませから、充分実施設計のときには関係各課と協議をして、問題が極力起きないような形で実施設計を組んでいただきたいと。でもかなり詳細部分まで来ていますから難しい部分もあろうかと思ひませけれども、その辺についてはどう考えているのかについてお答えいただきたいと思ひませ。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、5ページの財産管理費の修繕でございますけれども、42万円でございますが、これにつきましては役場庁舎の中にございます非常用電源の装置があるわけでございますけれども、停電にあった場合に非常用電源に切りかえるための装置でございますから、これは制御盤から液漏れがしているということでございませ、実際この庁舎がございませして13年たつわけでございますけれども、メーカーの推奨は7年程度であろうということで、今この部品を早急に切りかえる必要があるということをおやっておりますので、これにかかる修繕料でございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、まずハクビシン対策についてお答えします。

ハクビシン対策は、現在行っておりますイノシシの檻ですと、網目が大きくてなかなか捕獲することができないので、地元の方からも相談はありますが、具体的に新たに檻を運営して管理をお願いするという形には現状ではなっておりませ。有害鳥獣対策協議会の中で、そういったことを協議していきたいと思ひませ。

続いて、中山間事業の経過報告についてご説明いたします。

本年3月定例会において、事業採択に最も重要な要素であります経営計画に向けて勉強会を開催し、近年視察などを実施しております。今後は7月からの状況としましては、営農委員会を含め8回ほど会議を各委員会ごとに行っており、その中で事業実施に向けての事業区域の再確認の調査、今後後継者グループなどで発生する水田の耕作放棄地の問題、あるいは担い手の

確認などを行い、耕作放棄地については原則各地区で集落営農を行うなどの方向性の確認、現在では畑の集団化も検討し、これは受益者を中心とした町は側面からサポートという形で今、現在進めている状況でございます。

続きまして、イノシシ対策の、申しわけございませんが、今日ちょっと面積については資料として持っておりませんので、箇所数でお答えさせていただきたいと思います。

まず平成17年度ですが、電気さくについては57カ所、物理さくについては4カ所、今回の補正につきましては、電気さくについては66カ所、物理さくについては11カ所、よって今回の合計として電気さくについては123カ所、物理さくについては15カ所という結果です。

以上です。

続いて、林業委託につきましては、本来工事請負費で行うところですが、地元の方とお話しして、地元の役員あるいは関係者と重機を借りて直接地元の方で行うということでこのような金額となっております。

続いて記念館の改修内容ですが、今現在DVDというよりも光ディスクで今放映機器がございます。それがもう老朽化し修理不能ということで、その代替として今度新たにDVDプレーヤを入れ、そのソフト、あるいは制御、そういった修繕のため87万円という金額となっております。この内容については、まずDVD、あと制御用のプログラム、その一連の遠隔操作に伴っての費用でございます。

それと、今行っている放映の内容につきましては、イベント情報、御宿町の四季、観光スポット等を放映している状況です。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 工事請負費についてですが、このグラウンド整備につきまして、排水の関係については当分の間は現状の中で行っていくということで考えています。

今後につきましてなんですが、実施設計にこれから入るわけですが、ただいまいろいろご指摘ございました雨水・集水枡ですとか、いろいろご指摘いただいておりますが、それらを踏まえた中で、関係各課との協議ももちろん必要になると思うんですが、場合によっては全庁体制の中でいろいろ意見をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） まず財産管理費の方であります、13年目ですか、それで今ちょっと説明はわかりませんでした、本来7年程度の寿命ということのようですが、ですからその辺

では2倍以上使ったということで、いいというのかか悪いのか、丁寧に使っていたのかなと思うんですが、非常用と申しますと、それを起動させるには当然非常用と申しましょうか、バッテリーが必要だと思うんですね。これにつきましても当然どうなっているのかちょっとわからないんですけども、この庁舎全体が非常時にきちんと動くということが前提だったと、たしか竣工時に記憶しておりますので、相当大きな発電機が動くんだろうなと思うんですね。ですから、生半可なバッテリーじゃないというふうに思うんですけども、その辺の管理運用状況はどうなっているのかということですね。

私ちょっと記憶にないんですけども、これらのバッテリーに関する予算処置はされていないように思うんですね。仮にそうであるとすれば、同様にこれも13年目を迎えているというふうに思いますので、これはこの庁舎を建てるときに当時町長が、これは防災の拠点にするんだというふうに言明されておりましたので、そのための施設整備が行われているというふうに聞いておりますから、その用をなさなくなるという事態が発生するおそれもありますので、それについての管理運営はどうなっているのかということ、ただしたいというふうに思います。

それから、あとイノシシ、ハクビシン対策、特にハクビシン対策についてはなかなか妙案がないということでもありますけれども、私どももいろいろと調査をしたいというふうに思いますけれども、子犬程度、このくらいですかね、大きさとしてはね。ですから、どこでも入ってってしまうんですね。それで、うちの方の近くの今、無人のうちの下の方に巣がつくってあるというような話もありますし、桃なんか木に登って食べてしまうんですね。そういうこともありますんで、ぜひちょっときちんと対応をとれるような形をしていただければなと再度要望したいというふうに思います。

それから、記念館の関係でありますけれども、これイベントとか四季とか観光スポットとかというお話でしたけれども、これ随分前につくったようなふうに思うんですね。最近どうなんでしょうか。ちょっとわからないんですけども、こういうものも本来であれば数年に1回ぐらい、できれば毎年1回ぐらいは更新していく必要もあるのかなというふうに思いますし、そんな大げさなものでもなくていいというふうに思うんですけども。それから場所が違うのかもしれませんけれども、今資料館で、例えば岩浦さんの写真、こうしたものも収蔵して管理しているということもあるようでありましたので、そうしたものも若干サンプル的に記念館の方でも流せたらいいのかなというふうにも思いますので、そうした町のいろんな財産をどう有効的に使っていかうかという中では、どっちみち今年なんか収蔵の方をきちんと管理するような話も先般の予算の中で出ていましたから、そういう状況があればぜひ有効活用できるようにし

ていただきたいというふうに思います。

それから、学校関係は全町対策の対応でやるということで、了解をいたしました。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまご指摘をいただきました点につきましては、今回お願いするのは停電になりましたら非常用電源が入るわけでございますけれども、その非常用電源が入って、それから1分後に自家発電が回って庁舎内の電気が回っていくようなシステムでございます。この非常用電源の中の蓄電池と一緒にいる制御盤があるそうでございまして、その制御盤から液がもれていると。今後、その蓄電池につきましても、もう既に13年経過しておりますので、あと1年程度で取りかえないと火災等、いろいろ弊害も出てくるだろうというふうには言われております。金額につきましては360万円程度ということで聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この記念館で放映しています作成年度ですが、これは平成7年です。なお、この作成にあたりまして検討した結果、やはり今の形で行うには、1,000万円程度の費用がかかるという話を伺っておりますので、今回DVD方式に変えたことによって違った形で、今おっしゃるように、ある程度の費用でビデオをダビングするなどして、できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 細かいことで、つまらないことで申しわけないんですけども、私さっき聞いていてちょっと不思議に思ったことを問いたださないと気が済まないたちですのでお願いします。

6ページの5款の3目農業振興費、本当に細かいことで4万4,000円、備品購入費というのがございます。これ先ほどの説明を伺っていましたら、有害鳥獣駆除、これに関連しての無線機だというようなお話がありました。ということは、これ相互連絡用の無線機なのかなという気がするんですけども、こういうたぐいのものというのは町にはないんですかね、という疑問を持ったんですが、いかがでしょう。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この無線機は、イノシシを駆除する上で約25人の方の協力を受けております。その中で、個々に無線機を個人で持っているわけです。それに対して行政側が猟銃による駆除でありますので、逐一状況を確認する上で、同じやはり無線機を持っていな

いとなかなか同じ行動ができないということで、今回お願いするところです。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） わかりました。20何人、じゃ同じ規格をみんな持っているわけだ。そういうシステムはすばらしいと思うんですけども、例えば消防でこれやっぱり同じだということあると思うんですね、ほかにどうなんでしょうかね。例えば相互連絡、複数、3とか5とかという程度なら町にはぱっとそろえられる形にはなっているんですかね。その辺はどこに聞いたらいいか。財産管理ですから総務ですか、それとも企画財政ですか。いかがでしょう。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今のご質問の趣旨は、これ特殊でイノシシの駆除のときに、要するに駆除をしていただいている猟友会の方々が個々に無線機を持っていると。その連絡には、町職員が同じ周波数で連絡の聞き取りをしないと連絡が密にいかないというふうに私は今理解したんですが、町の防災行政無線の個別受信機等が分団消防車とか、あるいは公用車に積載しておりますけれども、周波数そのものが猟友会の皆さん方が使っている無線機とは全く違うと思うんで、それは使用不可能だと。だから、猟友会の皆さんが町の無線機を持って、それで使うということで、あれは同じ周波数ですから聞こえるんだと思うんですが、そういうことじゃなくて、個々には持っているんだけど、その個々に持っているものと町の職員とが、それぞれ各自で同じものを持っていかないと、要するになかなかその連絡ができないから、ここで少し購入を認めてほしいよという提案だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 決して買ってはだめだということじゃなくて、ここで一つ確認したいなと思ったのは、先ほど石井議員からの質問にも公有財産というような話がいっぱい出てまいりましたけれども、それと絡めて、例えばトランシーバーみたいな程度のことと考えていたり、あるいはハンディートキーみたいなもので考えていたりすると、そういうものを一括掌握している用途係みたいなところが存在して、町有財産の備品をきちっと一括管理ができているのかどうかと、それについての正直な話をいただきたいということが私の質問の趣旨です。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 失礼いたしました。

ただいまのご質問でございますけれども、その町有財産につきまして、各課個々に現在は対応しているところでございまして、今後総務課の方で対応できるものがあれば対応してまいり

たいということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これより2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時59分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、請願第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、中村俊六郎君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（11番 中村俊六郎君 登壇）

11番（中村俊六郎君） それでは、請願第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書の提出を求める請願について、ご提案申し上げます。

請願者、いすみ市若山586番地、氏名、食とみどり・水と環境を守る夷隅地区労農会議、議長、

荒井 正。

紹介議員、中村俊六郎です。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

日本政府は平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し輸入が再開されました。

しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。

米国产牛肉は、と畜される牛でBSE（牛海綿状脳症）検査を行っているのは極めて少ないこと。生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。肉骨粉の飼料への使用など飼料規制が不明確であること。など、日本に比べBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっております。

このようななかで、輸入再開を拙速に決定した政府の責任は大変重いものがあります。私たちは、国民の食の安全を守るため

1、米国产の牛肉等に対するBSE対策について、米国における改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開を行わないこと。

2、アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されているBSE（牛海綿状脳症）対策である、全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRM（特定危険部位）の除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

3、消費者の選択権を確保し食の安全を実施するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

など、BSE（牛海綿状脳症）への万全な対策を求めます。

つきましては、貴議会において「米国产牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書を政府関係機関に提出して下さるようお願い申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、中村俊六郎君、賛成者、吉野時二君、式田孝夫君、小川 征君から、発議第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 中村俊六郎君、登壇の上、説明願います。

（11番 中村俊六郎君 登壇）

11番（中村俊六郎君） それでは、発議第1号。

平成18年6月20日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、中村俊六郎。

賛成者、御宿町議会議員、吉野時二、同じく、式田孝夫、同じく、小川 征。

「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める」意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

日本政府は平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し輸入が再開されました。

しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。

米国産牛肉は、日本に比べBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっています。

国においては国民の食の安全を守るためBSE（牛海綿状脳症）に対する万全な対策を図るため、意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月20日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、厚生労働大臣、川崎二郎様、農林水産大臣、中川昭一様、食品安全担当大臣、松田岩夫様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第17、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書。

団体名、義務教育費国庫負担制度を守る千葉県連絡会、会長、安藤昭雄。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育国庫負担制度です。

しかしながら、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われました。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については2分の1から3分の1に縮減するというものでした。政府は、教育の資的論議をめぐりに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきました。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、9都道府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。多くの県では財源が確保できずに、「40人学級」など現在の教育条件の維持が危惧されます。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を「義務教育費国庫負担制度」から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻

害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、石井芳清君、新井 明君、浅野玄航君から、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 発議第2号。

平成18年6月20日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、新井 明、浅野玄航。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をめぐりに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月20日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、小坂憲次様、総務大臣、竹中平蔵様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第18、請願第3号 「国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明を願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 「国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

団体名、千葉県教職員組合夷隅支部、支部長、鈴木誠二。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命をおっています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。子どもたちの健全育成をめざす豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

しかし、平成18（2006）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比10.5%マイナスとなっております。また、市町村が教育施策を進めるために必要不可欠な地方交付税交付金の削減もされています。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていた

だきたいと考えます。

1、子どもたちに、きめ細やかな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること。

4、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること。

5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6、子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること、など。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、右記の請願書を提出します。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、石井芳清君、新井 明君、浅野玄航君から、発議第3号 国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第3号の上程、説明、採決

議長(伊藤博明君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長(伊藤博明君) 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

(9番 白鳥時忠君 登壇)

9番(白鳥時忠君) 発議第3号。

平成18年6月20日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、新井 明、浅野玄航。

国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

教育は、教育基本法に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てるという重要な使命があります。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要があるため、さまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。

しかし、平成18(2006)年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比10.5%マイナスであり、県、市町村への地方交付税交付金も削減されている。

豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があるため、意見書を提出するものです。

国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書(案)。

教育は、教育基本法に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる

「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済の二極化による、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の時間実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

しかし、平成18（2006）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比10.5%マイナスとなっている。県、市町村への地方交付税交付金も削減されている。豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること

- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること

- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること

- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること

- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

- ・子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月20日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、小坂憲次様、総務大臣、竹中平蔵様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10分間休憩します。

（午後 2時35分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第19、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

町長の政治姿勢と基本計画の策定、そしてあと個々の問題に若干触れまして、一般質問にさせていただきますというふうに思います。

さて、過去総合計画の策定の際には先行していた都市計画の資料を活用しながら、公募に

よる策定委員会、専門部会などを経て手づくりで策定をいたしました。また、介護保険計画、ミヤコタナゴ保護育成基本計画も同様であったと記憶をしております。そして、広域水道や夷隅郡市広域事務組合の負担金の軽減、また天の守の町有地の返還、御宿駅階段の屋根の設置、また最近のことで注目しておりますのが、清掃センターのダイオキシンの測定結果についてであります。

先般、お知らせ版に公表されておりましたが、ダイオキシンの測定結果が0.05ナノグラムという結果が発表されておりました。これは当初100トン以上の溶融炉などの新型炉でないと実現できないと、こういう大変厳しい環境基準だと言われていました。しかし、瞬間的にもそうしたことが実現できたことは大変大事な問題であろうかと思えます。

町長も覚えられていると思いますが、就任最初の定例議会でダイオキシンゼロを目指すという公約が問われ、当初予算そのものが不成立になりかねない大問題となりました。20年を超える老朽化した焼却炉の改修で実現できたこと、これは町民のご協力、分別、リサイクル、そして関係職員のたまものであると評価をするものでございます。

また、先ほど公表された国勢調査では、御宿町はマイナス1ポイント、これは房総半島の中では人口減の少ない自治体の一つだろうというふうに思います。ちなみに、人口減の少ないというかプラスになったのは、房総半島では唯一旧岬町、これも今はいすみ市に合併しましたのでトータルとなるとかなり減少したというふうになるかと思えます。その次が木更津市、これは、ちなみに岬がプラス3ポイント、木更津市がマイナス0.5ポイントということで、あとは軒並みかなり低い値になっております。安房ももう今は合併したところでありますが、マイナス7ポイント、マイナス5ポイントが大勢を占める中で、旧三芳村がマイナス1.8ポイントと大変頑張っているという結果も大変特徴的ではないかなというふうに思います。やはり、こうしたことはこれまでの町の努力の一つの結果であるというふうに私は理解するのでございます。

こうした町づくりの経過と成果を踏まえ、次期基本計画の策定にあっては、協働の町づくりを具体化として、ワークショップなどの今後の町づくりにさまざまな分野でその手法が生きるようにすべきであるというふうに考えているものであります。具体的な手法と日程について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） ワークショップということでございますけれども、基本計画の実施にあたっては町民の町に対する要望、意見を一つでも多く反映できるよう、行政、町民、

団体等が一つのテーマに対し研究し、それぞれの立場からさまざまな問題点を出し合って、体験を通じて相互理解、合意形成を見つけ出して、町づくりワークショップ制度の導入や、意見収集の手法の一つであるパブリックコメント制度の導入などによる町民と協働の町づくりを行うよう計画に盛り込んでいきたいと考えております。

1番（石井芳清君） ワークショップや、それからパブリックコメントなどを導入したいということであります。

先ほどちょっと質問の前に、それではそのワークショップというのは何なんだろう、わかりやすく説明してくれないかというふうな質問もあったわけでありましてけれども、そのワークショップそのものについて、具体的にどういうふうなものなのか、ちょっとこれ片仮名用語で大変難しいというふうに思うんですけれども、これがやはりいわゆる簡単に言えば問題解決方法であり、今風に言えばスキルであるというふうに思うんですけれども、どういう方法なのか、ちょっとパブリックコメントも含めまして、その手法についての説明をいただきたいと思いません。

また、今後の財源につきましても、先般の集中改革プランなどで一定の21年までの財政推計などというものも出されておったというふうに理解しておりますけれども、やはりそういうものを見ましても、一言で言えば財政運用としては大変厳しい状況ではないかなと。かなり町民に負担を強いる、もしくはサービスカットになる部分が多数を占めていたのが財政集中改革プランであったのではないかと理解するわけでありましてけれども、しかし先ほど冒頭に述べたように、さまざまな形の中でいろんなものの事業、先ほども補正の中では現物支給でしょうか、林道の対策などでもやられると10万円程度で実現できるというようなお話もありました。そういうものからあわせて、どういう財源の手当てを今後新たにとっていくのか。

それから、今述べました行革大綱及び集中改革プランとの整合性などについて、あわせて答弁いただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） ワークショップというのは、講義など、一方的な知識伝達のスタイルでなく、参加者がみずから参加し体験し、グループ相互作用の中で何かを学びあったり、作り出したりする双方向的な学びと創造のスタイルでございます。

また、パブリックコメントというのは、その専門分野に精通した方等の意見を取り入れ、その道の意見を積極的に取り入れ、行政主導ばかりでなく、ともに考えて町づくりをするという手法でございます。

行政改革のプランでございますが、基本計画の策定にあたっては、先に策定をしました行政改革大綱及び集中改革プランが近年の地方自治体の方向性、社会情勢等踏まえ作成しておくことから、本来基本計画に基づき策定をするべきものでありますので、後期基本計画策定にあつては、これら2つの計画に整合性がある計画としていきたいと考えております。

財源手法については、今町民債等のこともいろいろとありますけれども、この手法は都市部で取り入れている事例が多く見られまして、御宿町においては運用の面で厳しいものと考えております。

また、昨年御宿町の議会で泰阜村に寄附という先進事例をお聞きしたところでございますけれども、寄附のあり方については町民間でまだ考えが醸成されていない現状ではすぐ取り組むことができません。しかし、これからの町づくりにあたっては、視点、観点を変えての事業展開をしなければならないであろうと考えております。

1番(石井芳清君) ちょっとよくわからないのが実態なんですけれども、1つは再度の話をして、財源問題については今説明もありました町民債、公募債、そしてまた寄附などというような新しい形態の財源の適用というものがありますね。それから、近隣の町などでは、例えば町の封筒などというところにPRをやると。そういう要綱をつくって新たな費用といたしまししょうか、収入を得るといような対応をとっている自治体もあるようでございます。

これ、どれがいいとか悪いとかということではなくて、やはりそういう新しい財源をやっぱり見つけていくという観点と申しまししょうか、姿勢が大事だろうと思うんですね。最初から難しいということではない。いつまでたっても、やはり今回3月に提案を受けた集中改革プラン、何回も言いますが、そういう大変厳しい負担もしくはサービスカットの中でのつじつま合わせというような財政運営しか出てこないと思うんですね。そういうことだというふうに理解をしておりますので、ぜひその財源につきましては今度の計画の中でどういうふうに構築していくのかということもゼロベースで考えていただきたいと思います。

特にこの間、一つあるのは、大変有力だろうと思うのは町づくり交付金という制度でございます。これは何回か議会でも説明をさせていただいた経過もありますけれども、これはいわゆる国交省が窓口なんですけれども、箱物だけではなくて農業、それから文化、調査事業を含めましてさまざまなソフト事業にも使えるというものなんです。ただし、例えばこれを採択してもらうためには、そのための土台、ベースが必要だということだと思えます。一番端的には、NPOみたいな組織ができるのが一番望ましいのかなというふうに思えます。

それは、例えば先ほど言いました、中山間では今担い手づくりということで、昔は簡単に言

ってしまいますと、地権者の判こだけあれば採択されたわけですよ。ところが、今それがきちんと土地改良によって営農計画、きちんとその中で農業が永続的に経営できるという計画も出さないよということだろうと思うんですね。そういうことでありますので、やっぱりそういう団体をつくっていく、要するに人づくりというのが非常に大事だろうというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ今回最初の説明の中でもワークショップを取り入れる考えがあるということでもありますので、ぜひその人づくりという観点を十分に吟味していただきまして、計画をつくっていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっとワークショップそのものの説明をいただいたんですけども、やはりちょっと言葉だけではこれ非常に難しい概念ですので、今年の職員の研修計画なども見せていただきましたが、まず職員みずからがそういうワークショップは何たるかということを学んでいただきながら、やっぱりそういうものの実践の中で町民に一つの解決策、スキルの一つとして身につけていっていただくと。

その中で、今回の参加者、ちょっとどういう形で進めるかわかりませんが、委員会方式にするならば、そうした参加者が地元に戻ってみずからの仕事を、観光であろうとか、商業であろうとか、農家であろうとか、またPTA活動とかたくさんあると思うんですけども、そういう中で生かしていってもらおうと、それが町づくりだろうというふうに思いますので、ぜひそういう形で進めていっていただきたいと思います。

それから、ちょっとこの基本計画の最後に、多分今年じゅうにつくらなければ間に合わないんだろうなと思うんですけども、日程、それちょっとまだ伺っていなかったんで、最後にその日程について説明を受けたいと思います。

それから、先ほど言った集中改革プランとの整合性と言うんですけども、それをあのままやるのかどうか、それともそれを下敷きにして、あれは計画でしょうから、下敷きにしてつくっていくのかということがあろうかと思います。総合計画との関係では絶対違う部分も出てくるというふうに思いますので、全く合わせるのか、それとも下敷きにしていてその中で再度構築し直すのか、基本的な今後の進め方と考え方の問題ですが、それだけちょっと確認をしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 計画策定の日程ですけども、9月を目途に関係団体や有識者等により町づくり懇談会をそれぞれのワークグループホームで開催を予定しております。

また、千葉県の合併構想が10月に公表されることから、懇談会の意見を踏まえ、10月には庁内検討委員会において骨子案の見直しを行い、平成19年度予算案に計画が反映できるよう準備を進めたいと考えております。

また、集中改革プラン案ですけれども、集中改革プランは目標年次を17年から21年度としております。よって、集中改革プランを下地にして総合計画を策定したいと考えています。

1番（石井芳清君） 今後いろいろな協議がされるということでありましてけれども、先ほど合併の資料が今出ましたが、合併そのものが相手がある話でありますので、その合併とかいろいろ県の方もあってしょうけれども、まずみずから決められた、少なくとも21年までの町づくりというのを基本にするというのが、それをきちんとつくれというのが大前提であろうというふうに思います。これは今後、議員や町民との間でも協議がされるということで、それは見守っていきたいというふうに思います。

次に移ります。

次は、インターネットメール事業の廃止の総括と今後について伺います。

町のメール事業が3月末をもって廃止されましたが、その総括と今後について伺いたいというふうに思います。

町メール事業につきましては、当時たしか議員提案の中で発足したものだろうというふうに理解をしております。これは自治体の中でも岐阜県の山田町でしたか、あそこはたしか全戸にパソコンを配ってLANを引くということで、先進的な取り組みがあったというふうに当時聞いております。また、都市部ではCATV、そういうものを利用してインターネット、そういうものを構築したという例を聞いていますけれども、そういう非常に初歩の時期に御宿町はインターネット事業に参画をしたという経過がございます。過去議会の中でも、今後これはやっぱり文化の格差、それから情報発信、または世界にまたく、そういう情報発信も世界に向けて情報発信をしていくんだというようなお話も執行部から伺った経過がございます。それらについて、その総括と今後について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、お答えをいたします。

インターネットプロバイダー事業につきましては、平成9年度に開始をいたしまして、今年の3月をもって廃止をいたしたところでございます。事業開始につきましては、情報化の流れの中で、地域間における情報環境格差を是正する目的から、行政が民間事業者にかかわって事業実施に取り組んだものでございます。近年では、当町を含め、近隣エリアにおいても複数の民

間事業者が開業いたしまして、地域間における情報環境格差が是正されているところでございます。

そうしたところをもちまして、行政として再検討した上で事業廃止いたしましたものでございます。しかしながら、情報化に対する行政の役割はインターネット事業に限定されるものではなく、現在の情報技術を効果的に活用した情報の提供や、各種手続等に係る情報化の推進など、利用者の利便性向上のためのさまざまな検討が重要であると考えております。

今年の6月からは町ホームページのトップページを改修いたしまして、利用者が検索しやすいレイアウトの調整をするとともに、今年度からは広報おんじゅくの掲載を行い、ページの充実を図っているところでございます。

また、今後におきましては、町のイベント等、町の活性化につながるようなアピールポイントを積極的に掲載するとともに、町の情報を提供し、インターネットの利点を有効に活用してまいりたいと考えてございます。

また、さらには各種行政手続等についても将来的には可能となるよう、順次取り組み、情報技術の効果的導入を図っていく考えをしておるところでございます。

一部ご指摘いただきましたホームページの作成につきましては、内部でこうした協議等を重ねてやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

1番(石井芳清君) インターネットの利点を有効活用していきたいというような内容だったかというふうに思います。もちろんホームページについては、これから特に2007年から2009年にかけて、いわゆる団塊世代の大量退職ということがニュースで出ております。第2の人生をどこにするかということだろうというふうに思うんですね。その判断の情報というのはやはりインターネットから得られているんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう場合、もっともっと町の情報を細かく提供するというのが、やっぱりそういう人たちの流入人口、新たな人たちを迎え入れるという選択肢になるというふうに思うんです。

それで、6月から町のホームページの一番の表紙、それも変えていただいたということですが、けれども、やはりもうちょっと努力が必要ではないかなというふうに思うんですね。簡単に言うと各課ごとの対応になっているように見受けられるんですけども、例えば住民票、そこに手続するにはどうしたらいいのかと。ここに越してきましたよと、例えばね。そうした場合はどこに行ってどういう手続をすればいいんだろうと。その要求からどうなるのかということだと思っただけ、みんな調べたいことは。これが恐らくその中で各課、例えば住民水道課でこ

ういう手続やっていますよと、子供については教育課でこういうのやっていますよというふうになっているんですね。それから、し尿の関係、水道の関係とか、転居には必要な手続がたくさんあると思うんですね。

ですから、縦割りの中から探していくんじゃなくて、そういう調べたいことに対してどういものがあるかというのが比較的一目でわかるような、そんなようなことにもうちょっと努力されたいかがかなというふうに思います。

それから、せっかく変えていただいたんですけども、既にリンク切れがあります。今日提案のあった広域の関係でありますけれども、広域事務組合の指定管理者制度の公募というのはたしかもう既に終えたというふうに思います。ですから、昨日ちょっと見てみましたらリンク切れになっております。

一方では、例えば今日の議会の日程なども見ましたら載っています。そういうところもあるわけですけども、そういうところの管理を含めて、もう少し丁重にしていっていただければというふうに思います。

それからもう一つは、インターネットでありますけれども、これまで町がプロバイダーということで、要するに町内、郡市内の電話料金だけでインターネットに接続できると。当時はものすごい接続料がかかったわけですけども、当時5分の1から10分の1ぐらいでインターネットに接続ができたということがあったわけです。大分、今そういう接続業者も増えまして、確かに安くなりました。しかし、いわゆる高速インターネット、専門用語でADSLというタイプでは、これは光回線型ではございませんので、この御宿内の方も隣のうちはもうかなり高速でインターネットをやっていたんですけども、すぐ隣のうちは全く高速回線が使えないと。昔ながらの電話回線でやっているというお宅もあります。

また、今度先ほど商工会の新しい人事の中で、積極的に取り組まれているというふうに聞きますけれども、その商工会の中でも今後のやっぱり町づくりと申しまししょうか、商工業者の発展のためにもぜひ高速回線、要するにいわゆる光ファイバーの開放をしてもらえないだろうか。そういうことで、署名運動も始めたというようなお話も伺っております。そういう経過もありますんで、町もそういうところを側面からも、ぜひバックアップしていただきたいと思うんですね。

例えば、では光が入ったらどうなるかということ、先ほど記念館事業でDVDの機械90何万円ぐらいでしたっけ、で補正されましたけれども、あの程度のものは今言われています、要するにデジタル放送、ハイビジョンはそのまま光ケーブルで送れます、インターネットで。ですか

ら、どこか1個あればいいんです、そんなものは簡単に。わざわざそのために90万円予算するんだったら90万円光ネット引いてしまった方が早いぐらいです。

また、確かに安全上の問題ありますけれども、インターネット電話を使えば関係間の電話代が無料です。テレビ電話なんかも簡単に、今もう標準でついていきますからね、今の最新の機器は。ですから、そんなこともできるのが今の時代なんですね。ですから、そういうものをこれまで町としても積極的に醸成してきた、政策ではしてきたわけですから、やっぱり次の時代、どういうものが必要かということ、もうこれでいいんだということではなくて、やっぱりそれなりの活用のある部分はあるわけですから、そういうものをもっともっと有効活用していくということも大変大事じゃないでしょうか。

その中で、やっぱり町民の生きがいも含めて町づくり、それは自分たちも創造し対外的に発表する、それから役場の中で若干かもわかりませんが経費削減ということも、本当にプライバシーの保護はそれぞれでまた別途この通信手段をとればいいわけですから、そういうものも含めて、まだまだこれは我々行政としても積極的に研究して活用していく状況があるのではないかなというふうに思うわけでありまして、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまの中で、リンク切れだったということでございまして、大変申しわけございませんでした。これにつきましては、早急に是正するような形をとってまいりたいと考えております。

それでは、質問でございますけれども、情報環境面における点でございますけれども、従来までのISDN、世界共通したデジタルサービスから、より通信速度の早いADSL回線が利用可能となり、学校、公民館等では順次切りかえを行っております。現在ではADSL回線よりもさらに通信能力の高い光回線が普及しつつあることもありますが、御宿町においては利用可能地域ではございません。

今後に向け、より通信速度の早い光回線が利用できる情報環境への取り組みといった課題もございまして、現段階におきまして、住民の方や学校、公民館などの教室等から通信速度が遅く不便といった意見も今のところはないわけですが、民間事業者が環境整備を要望する場合は光回線への切りかえについて、400世帯程度の加入が必要ということだそうでございますけれども、今後住民の方からの意見、要望等の状況を見ながら民間事業者への働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

1番（石井芳清君） この光については、例えば今そのフロアにあるミヤコタナゴなんかカメラで世界に同時中継なんかもできますから、ちょうど今採卵する状況があって、こういう採卵管なんかも出て何匹か泳いでいますけれども、そんなことなんかも含めて、もっともって利用できるのではないかなと思いますので、今後研究していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、公共施設のAED、これもまた何言っているかわからないんだというおしかりをいただくのかもわかりませんが、自動体外式除細動器というんでしょうか、そういうものがありますけれども、いわゆる心筋梗塞等、心臓が突然停止した場合の電気ショック、これが法改正によって、ほとんど4時間程度の講習を受ければその機械を使用することができるというふうになった中で、特に昨今、近隣でも公共施設等にそういうものを設置するという事例が増えてきているわけでありまして、御宿町についてはその考えがあるのかなのか、またその対応について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 公共施設にAED（自動体外式除細動器）の設置をとということで、学校関係がありますので私の方から答弁させていただきます。

今お話ありましたように、平成16年7月1日付けでこのAEDの使用が一定の条件のもとで医療従事者でない人でも使用することが可能というふうになりました。この一定の条件のもとということで、その条件ですが、条件につきましては医師等による速やかな対応を得ることができない、医師が近くにはいないとか、そういう困難があること。また、2番目としましては、対象者の意識、呼吸のないことを確認した場合であること。3点目として、このAED使用に必要な講習を受けていること。4点目としてはAEDが医療器具として薬事法上の承認を得た機器であること。この条件をクリアしていることで使用可能ということになっております。

学校関係の状況で申し上げますと、平成18年4月1日現在、千葉県の教育庁による調査の中で、公立学校のこのAEDの設置の状況につきましては、小学校は今のところございません。中学校が23校、高校については8校ということで、近隣の大多喜高校に設置をしているということ聞いております。

本年度中、平成18年度中に設置を予定している学校としては、今後217校が設置するという予定を立てているそうです。最近新聞に出ておりました袖ヶ浦市等については、この217校の中に含まれているものと見ております。

現段階で御宿町ではどのようにということではありますが、現在学校等へのこの機器類の設置については現段階では考えておりません。

1番（石井芳清君） A E Dについては公民館、それから当然こうした役場、それから各種公共施設ということで、例えば国の介護予防の研修マニュアル等でも、運動機能向上の中で安全管理体制として高齢者が集まるところには、いわゆるA E Dの設置が望ましいというような文言もあるようであります。

ですから、例えば御宿町は広域消防の分署もありますし、このほど高規格救急車の配備もされたと、たしかその中にはそういうものも設置されているというふうに聞いておりますので、距離的に時間的な負担があるというのは極めて少ないと、他県に比べて。ですから、そういう説明はわかるわけでありましてけれども、例えば同時にそういうものが発生したらどうということになるかということも実際あるわけでありまして、また御宿町では特に海岸でのライフセービングということで大会も行っていますね。ですから、そういう救援体制をやはり全体的にとっていくということは大変大事だろうというふうに思います。

今、課長の方からご説明もありましたが、このいわゆるA E Dにつきましても、確かにしようと思えばできるんですけれども、きちんとした講習を受けなければならないというふうに思うんですね。ですから、例えば御宿町、9月には防災訓練などもありますから、ぜひそういう中でこういうA E Dの使い方の訓練、こういうものもぜひ位置づけていただければと思います。

将来的にはそういうものの普及、啓蒙の中で、町としてもそういうものの設置をぜひ考えていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の広域の対応なども含めて状況わかればお答えいただければと思うんですけれども。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 広域の対応ということでございますけれども、高規格救急車、これが今年いすみ市の方に1台入りまして計6台になるわけでございますけれども、この6台にA E Dが搭載されているんだそうでございます。そして、このA E Dの講習会用の機械が各分署に1台ずつ配置されていくということでございます。あと、そうした中にありまして、勝浦消防署の方で、9月9日にその機械を使った普通救急講習会を開催するというふうに聞いてございます。

以上でございます。

1番（石井芳清君） たしか広域で使っている本格的な医療器具は100万円単位であろうと思

うんですけれども、個人のやつは10万円、20万円、数十万円単位ですよ。20万円前後から30万円くらいですか。また、あと一般の各事業所ではリースというのもあるそうですよね。1カ月七、八千円程度、年間だと8万円から10万円くらいになるんでしょうか。それが高いか安いかわかるかというのがあると思うんですけれども、それで設置とともに自治体によっては貸し出し、そういうものを行っているところもあるわけでありますので、ぜひこの間、安心・安全な町づくりということで条例も設置したところでありますけれども、全体的な訓練の中で、こういうやはり新しい機器の導入というのぜひ具体化していただきたいというふうに、ひとまずこれは要望で終わりにしたいというふうに思います。

次に移ります。

道路の植栽について伺います。

特に御宿駅前、あそこは県道だろうと思うんですけれども、今ワシントンヤシですね、かなり高くなってもう10メートル以上じゃないかなというふうに思います。ちょっと出してみます。昨日、日曜日、朝通りましたら、そこの枝と申しましょ、葉っぱと申しましょ、それが10本くらい道路に落ちていたんですね。これなんですけれども、まだこの先に葉っぱがつくわけですよ。ここちょっと見づらいかもわかりませんが、とげ状になっているんですね。非常に固いものです。

それで最近、たしか東電さんのボランティアいただきまして、年に1回くらいはこの葉っぱの管理をしているというふうに思うんですけれども、かなり落ちていますし、これが公園だったらこういうものがあるということの認識の中です。それほどの問題はないのかなと思うんですけれども、一般道でしかも歩道のところですよ。特に御宿町は海水浴ということで夏場は相当薄着であそこ歩かれます。はっきり言って水着の方もおられます。それから、赤ちゃんの乳母車なんか当然ありますので、これもし上から落ちてきたら大変な事態になるんですね。

そういうこともありまして、当初あれ植えたときは2メートル程度だったように聞いていますけれども、ちょっと今の状況は、さっきの安心・安全の町も含めまして、これはいかなものかなと思うんですね。これの対応について伺いたいと思います。

それから、須賀の多目的広場にも同様なワシントンヤシが植えてあるかと思うんですが、そこに鉄のフェンスがあるんですけれども、そのフェンスのところだけが、今ちょうど太さにしてこのくらいになりますか、それが半分まで削れてしまってもうこのくらいしかない、もうへこんでいるんですね。そういうものも何本か見受けられます。大変強靱というかしなやかな

ものだろうなと思うんですけども、やはりこれについてはもうちょっと考えるべき時ではないかなというふうに思うんですけども、現状と対策について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、道路の植栽についてお答えします。

御宿町に来町するお客様に対してヤシの木は南国ムードを醸し出す存在であり、海浜リゾートのイメージの強い本町にとって重要な役割を果たしているものと考えます。

ヤシの木は、昭和53年ごろ、幹高2から3メートル程度のヤシの木を植栽し、その後県道、舗道整備工事において植栽を行っております。現在では、幹高10から12メートルを越す高さに育ち、維持管理においては落葉等により通行人が危険であり、隔年で東京電力の協力で高所作業車による葉の剪定作業を行っております。

なお、本日駅前通り須賀多目前浜駐車場におきましては、東京電力の協力の中で今現在作業を行っているところです。

現在では、ヤシの木は12メートルを越す高さに育っていることから、強風等から電線の切断や倒木等のおそれがあり、地域住民の被害を考慮すると町での管理できる範囲を超えているものと考えております。

一方、本町のシンボルツリーを撤去することは地域の住民の理解を求められるほか、道路管理者である千葉県との協議が必要なものと考えています。今後、10月ごろをめどに撤去するにも多くの費用がかかることから、撤去及び代替植栽を含め、関係機関と協議を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（石井芳清君） わかりました。私ももうちょっと難しいのかなと。何かあったらその補償というのはちょっと計り知れないものがありますし、せっかく今、答弁のとおりで駅前、ちょうどあの階段のところを上がってきて、ぱっと海も見えて南国ムードがあるということで親しまれてきたわけですけども、もう少し植えるときには配慮が必要だったのかなというふうに思います。

それから、同じ植栽の中では、記念館道路がありますよね、あそこも相当枯れまして、もう何本も残っていないのが実態であろうと思います。そして、近年においては、いわゆる役場の進入路と呼んでいますけれども、あそここのところも植栽をするような状況にありながらそのまま放置されているというのも実態であろうと思います。

それで、私も、じゃ代替樹木は何なのかということもあろうかと思っておりますので、いろいろこ

れについて、私が個人的にも調査したんですが、一つこれは後というか、最終的に皆さんで協議されて決められればいいかと思うんですけども、私としての提案は、御宿台に結構植わっているんですけども、名前はアメリカデイゴというものです。島歌にもよく歌われたデイゴの木なんですけれども、沖縄のものは独立種で沖縄が北限だそうです。このアメリカンデイゴというのは半耐寒性と申しましょうか、落葉、紅葉高木ということで、幹高が1メートルから5メートル程度、開花時期が6月から10月ということで、赤い真紅の花が非常に長期間見られるということで、これは沖縄県の木にも指定されております。

また、南米が原産なんだそうですけれども、アルゼンチンとウルグアイの国花ということで指定をされておるようでございます。また、メキシコではこの花をサラダや煮物などに使っているということで、御宿町もこれからメキシコとの交流100年祭というものも考えているやに聞きますけれども、そういう面で。それからこれ接ぎ木で増えるんですね。非常に生が強くてどこでも接ぎ木でどんどん増えますし、かなり乾燥にも強いということでございますので、増やすことも非常に簡単だろうなと思うんですね。

ですから、ぜひこれがいいかどうかというのは検討していただくんですけども、そういうものも検討していただきながら、やはり御宿らしい町並みづくりに向けて対応をとっていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今の提案に対しまして、やはり全体の中で関係者含め、町長も含めた中で考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（石井芳清君） はい、わかりました。

以上で一般質問を終えるわけでありまして、今一般質問の中で、特に町長の政治姿勢と基本計画の策定という骨子の中で伺ったわけでありまして。特にこれからは、そういう意味では町長の指導力がまさに試される、町づくりのため大きく試されるというふうに思いますので、その点も最後に指摘をさせていただきます、本日の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成18年度第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する案件を初めといたします13議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。どうぞ、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどをお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には充分留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重に審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼を申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり忙しくなると思いますが、議員各位におかれましては健康に十分に留意されますようお願い申し上げます。

以上で、平成18年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年 8月18日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼

署 名 議 員 新 井 明